

競馬法の一部を改正する法律案要綱

一 生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこと。
(第二十八条の二関係)

二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。
(附則関係)